

# 会 議 録 目 次

平成 2 4 年 第 2 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 ( 第 1 日 目 )

平成 2 4 年 4 月 1 9 日 ( 木 ) 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	3
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について (海田町税条例の一部を改正する条例) ……	3
日程第 4	承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について (海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ……	5
日程第 5	第 22 号 議案 平成 24 年度海田町一般会計補正予算 (第 1 号) ……	7
追加日程第 1	発議第 3 号 山岡寛次町長に対する問責決議案……………	2 2
	( 閉 会 ) ……	2 7

平成24年第2回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成24年4月19日(木)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開会(開議) 4月19日(木)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	大江 康子	2番	兼山 益大
3番	下岡 憲国	4番	住吉 秀公
5番	宗像 啓之	6番	桑原 公治
7番	岡田 良訓	8番	西田 祐三
9番	渡辺 善隆	10番	多田 雄一
11番	西山 勝子	12番	崎本 広美
14番	前田 勝男	15番	佐中 十九昭
16番	久留島 元生		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	大江 康子	2番	兼山 益大
3番	下岡 憲国	4番	住吉 秀公
5番	宗像 啓之	6番	桑原 公治
7番	岡田 良訓	8番	西田 祐三
9番	渡辺 善隆	10番	多田 雄一
11番	西山 勝子	12番	崎本 広美
14番	前田 勝男	15番	佐中 十九昭
16番	久留島 元生		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 山岡寛次  
副 町 長 三宅信行  
企画部長 大久保裕通  
総務部長 内田和彦  
総務部次長 臼井真  
財政課長 鶴岡靖三  
総務課長 脇本健二郎  
税務課長 花本則之  
教 育 長 小谷桂司  
教 育 次 長 植野敏彦  
生涯学習課長 中垣雅彦

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 細川真示  
主 査 森原宏生  
主 事 利光裕子

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第5 第22号議案 平成24年度海田町一般会計補正予算（第1号）

追加日程第1 発議第3号 山岡寛次町長に対する問責決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日は、大変ご苦勞様でございます。ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成24年第2回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しております。日程第1から日程第5に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より7番、岡田議員、8番、西田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決めます。この際、執行部の出席を求めため、暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時01分 休憩

午前9時02分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第3、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞様でございます。本日は承認2件、補正予算1件を提出させていただいております。どうぞよろしくお願いい

たします。それでは、承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（花本） それでは承認第1号、専決処分をした事件の承認について、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告し、町議会の承認を求めるところでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は、平成24年3月31日でございます。2ページをお開きください。改正条例は主な改正点を資料2の海田町税条例の一部を改正する条例の要旨によって説明させていただきます。資料1の海田町税条例新旧対照表もあわせて、ご覧になってください。それでは、資料2をお願いいたします。はじめに、1、町民税関係の改正から説明いたします。附則第22条の2の改正ですが、この条項は東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例を規定したもので、東日本大震災により、住宅が滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった場合、その被災居住用財産の敷地の売却などによる譲渡所得の特例に係る譲渡期限を東日本大震災があった日以後、現行では3年ですが、これを7年に改正し、7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長したことによる規定の追加を行うものでございます。次に、附則第23条の改正ですが、東日本大震災にかかる住宅借入金等、いわゆる住宅ローンでございますが、特別税額控除の適用期間等の特例を規定したもので、東日本大震災によって自己の所有する住宅が被害を受け滅失したことにより、自己の居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得した場合において、所得税における特例措置の適用を受けたときは、住宅借入金等特別税額控除の対象とすることによる規定の整備を行うものでございます。これは、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものでございます。次に、2の固定資産税関係の改正について説明いたします。まず、第54条及び附則第10条の2についてでございますが、これは条文中の引用条項の整備を行うものでございます。次に、附則第11条は、平成24年度が評価替えとなる基準年度であり、これに伴いま

して、見出しの変更及び条文中の引用条項の整備を行うものでございます。2ページをお願いします。次に、附則第12条と、その下の附則第12条の2、また、その一つ下の附則第13条につきまして、宅地等及び農地の負担調整措置に係る規定でございますが、平成24年度から平成26年度まで、この措置を継続するための改正でございます。固定資産の評価替えに伴う見出しの変更、字句の整備、住宅用地に係る据置特例の廃止に伴う規定の整備及び項ずれを行うものでございます。ただし、住宅用地の据置特例の廃止につきましては、経過措置として、平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地について据置特例を継続いたします。次に、附則第21条の2につきましては、新たに特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館及び博物館に対する非課税措置が設けられたため、その手続に係る規定の整備を行うものでございます。次に、3、特別土地保有税関係の改正について説明いたします。附則第15条の特別土地保有税の課税の特例についての改正ですが、これは、現行の特例を平成24年度から平成26年度まで継続するものでございます。この条例の施行期日は、平成24年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第1号について採決を行います。お諮りいたします。承認第1号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することと決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、課税事務上

必要があり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（花本） それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について説明いたします。議案書7ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、報告し、町議会の承認を求めるとでございます。専決処分の内容は、別紙専決処分書のとおりでございます。専決処分年月日は、平成24年3月31日でございます。議案書8ページをお開きください。それでは、条例の改正の内容を資料4の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨によって説明いたします。また、資料3の海田町国民健康保険税条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思っております。それでは、資料4をお願いします。改正条例の内容について説明いたします。附則第15項の改正ですが、この条項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長を規定したもので、これは、先ほど、町民税関係の改正で、ご承認いただきましたものと同様の内容でございます。説明を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。施行期日は、平成24年4月1日です。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。先ほどの税の条例と、今回の国保の条例について、震災に関する緩和措置というか、援助をする措置だと思うんですが、具体的に海田町に該当するかどうか。また、そういう大震災にあわれた方の罹災証明等々ですね。こういう問題で証明があれば、例えば東日本の中に財産を持っておるとか。あるいは、その方が、海田町に財産が、何かの形で影響しとるとか。そういう問題については、どういう影響をするのか。この条例の改正についてですね。分かる範囲でいいですが、お答えいただきたいと思っております。

○税務課長（花本） 該当者につきましては、例えば、被災を受けられた方が、海田町に、被災以降に転入して来られた事実と申しますか、ものがございません。ということで、このことについては、影響は、海田町にとって影響は、現在のところないものと思って

おります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）それは分かりました。財産にかかる問題で、いわゆる国保にしても、税がかかるわけでしょう。向こうにある財産と、こっちにある財産の、その関係はどうなりますか。お尋ねします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）向こうにあると申しますか、被災地にある居住用の財産が、例えば滅失したことによって、その財産を売り払った、そのことに関しましては、それぞれ転入先のもので、罹災証明とか、ものを当然出されると思うんですが、そのことによって、その居住地の方で申請をされ手続をされるものと思います。

○議長（久留島）他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することと決定します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第22号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第22号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第1号）。平成24年度海田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、ふるさと館を早期に再開するための費用の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第22号議案、平成24年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料

5の平成24年度補正予算説明書によりご説明いたします。この度の補正予算は、臨時休館をしております、ふるさと館について、明日、4月20日から開館するために、必要な予算措置を行うものでございます。それでは、資料の2ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の電算管理費の電算システム管理事業につきましては、7月以降も引き続いて、ふるさと館と町内施設をネットワークでつなぐため18万9,000円を増額するものでございます。次に、教育費の社会教育費の社会教育総務費の社会教育総務一般事務事業につきましては、7月以降、千葉家へ配置予定の臨時職員を、引き続き、ふるさと館に配置することとし、136万3,000円を減額して、次のふるさと館運営事業に振り替えるものでございます。次に、ふるさと館費のふるさと館運営事業、ふるさと館管理事業につきましては、4月20日からふるさと館を開館するため、533万1,000円、409万5,000円を増額するものでございます。また、平成24年度にふるさと館で実施する事業として、和太鼓ライブ事業15万円、むかしの暮らし展事業57万7,000円を計画し、予算計上をしております。続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。明日以降の開館に伴う歳入をふるさと館使用料7万2,000円、複写機使用料1万1,000円と見込み、財源調整のため、財政調整基金繰入金を889万6,000円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第22号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ897万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,287万9,000円とするものでございます。以上で、平成24年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）住吉です。元々これは、ふるさと館を廃止するのがメインではなくて、畝保育所の再整備事業、それに伴って、ふるさと館を廃止するという話だったと思うんですよ。今回、今後もふるさと館の運営を続けていきます。それは、いいとしても、元々、主であった畝保育所の再整備事業に関して、何ら説明がないんですが、これは一体どうなってるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前回の全員協議会の議論を踏まえまして、早期に畝保育所の問題について結論を出すことができない。言い換えますと。

（「副町長、声がこまいんじゃが、議長、ちょっと調整  
してください。聞こえにくいんじゃ。」と呼ぶ声あり）

○副町長（三宅）今年度においては、少なくとも、ふるさと館は、解体するということ  
に至らないというふうに判断いたしまして、今回の補正をお願いしております。畝保育  
所の建替えにつきましては、更に検討を重ねて、また、ご審議していただきたいと考  
えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）今の答弁でしたら、最終的に、新しい畝保育所は本来25年度のしょ  
ぱなに、はじまる予定だったと思うんですが、その計画自体も延びてしまうと。新しい  
畝保育所が、はじまるのが計画よりも遅れると、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現段階では25年度の当初から新たな保育所を開設するという事は難  
しいというふうに判断しております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど、財政課長の方から、臨時休館という言葉が  
出てきたわけですね。私は、知りません。臨時休館。新聞では知りましたよ。4月15  
日に借りることで、断られたことも分かりますよ。4月10日に全協をしたことも分か  
りますよ。それは私どもが求めたことでしょうか。執行部自らが臨時休館というのは、今  
初めて、本会議の中で言われたんよ。休館しとるかどうかいというのは、執行部から全く説  
明がないんですよ。町民に対しても、議会に対しても。これどういうふうに説明するの  
かお尋ねいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）ふるさと館の臨時休館につきましては、正直、十分な説明ができてなか  
ったということは、私も感じております。そのことについては、大変申し訳なく、深く  
反省しておりますが、ただ臨時休館に至ったことについて、ここで答弁させていただい  
てよろしいでしょうか。

（「それは勝手にしんさい。議長に。」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）どうぞ。答弁してください。

○教育長（小谷）それでは、ふるさと館の事業運営にかかわって、平成24年度は全町的  
な執行計画に基づいて、海田町ふるさと館設置及び管理条例の第3条の事業、(1)、(2)の

縮小とか、(3)の企画展示室や研修室の利用は大変難しい状況にあるというふうに私どもは捉えて物事を進めてきた経緯がございます。平成23年度末に、従前より利活用されておられる方、団体等に、その都度、こういった状況になるということをご理解いただけるよう説明してきたことが一つ、経緯がございます。そういった中で、平成24年度は、当初予算計上にあたって、エレベーターの補修点検費用計上など一切していなかったことなどもございます。エレベーターの場合は、高齢者、身体の不自由な方等への配慮事項が不完全な状態であったというようなこと。そして、3月26日での平成24年度に向けての役場内での人事内示段階において、海田町ふるさと館管理運営規則での職員配置が、本来2名のところ臨時職員1名配置で実施しなきゃいけないという状況がありました。こうしたことから、私がふるさと館臨時休館の措置をとりました。この休館のことを公表、広報してないというご指摘も以前ありましたことについては、先ほども申し上げましたが、私自身の指示の不徹底がこの結果になっていると感じておりますし、大変申し訳なく深く反省しております。また、臨時休館後、従前より、ふるさと館の利活用されておられる方から開館要望を私自身も伺っています。つきましては、本日、補正予算を認めていただき、先ほどありましたように、明日にも再開できるようにしたいと考えておりますし、広報にかかわっても、原稿がまだ間に合うということも聞いておりますので、原稿を提出し、その旨を町民に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。何卒ご理解とご支援のほどよろしく申し上げます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私、納得できませんね。町自らが、公にしたのがホームページで、4月17日付のところで初めてホームページで明らかにされとるんですね。いまだもって議員にも何も知らされていない。町民にも知らされていない。主権者である町民でさえ全く何も知らされていないよ。今、述べられた理由は、私はやらない理由を述べられたというふうに思います。しかも、3月の定例議会の中で、設置管理条例でそのまま続けなさいという決議をしたわけですね。それが逆にですよ、180度違う反対の方で、休館をする。まったく行政は何をしとるか。私は、ここが一番大きな問題じゃと思う。設置管理条例を続けなさいという議会の意思なんですよ。それを直ちに休館。しかも私どもは、4月15日に借りることにしとった。これも断られた。今、いろいろ聞くと、千葉家に一人を。設置管理条例を廃止してする方法だけれども千葉に一人を置いてよ、いつ開けて、いつ休館をして、お金をとるのか、とらんのか。まったく規定がないのに予算だ

け先に出してね、議会を納得させようとする、このやり方そのものが私は納得できない。私はね、今回、地方自治法に照らしても、町の条例の中においてもふるさと館の目的も全部無視しとる。私は、強く反省を求める。が、明日から直ちに開館をする。それじゃあ、今まで止めておいた20日間をどうするんか。私はね、大きな失態だということのように思うよ。これまで、いろんなことでね、町長に対して行政のやり方に対して不十分であっても法に抵触してなかったんよね。私は私の考えでやる。それはそれでいいかも分からん。今回は、いろんなところにね、抵触しとる。憲法にも、地方自治法にも、町が平成7年につくったふるさと館の設置管理条例。目的に対しても、事業の運営に対してもまったく放棄しとる。なぜ、そうなったか説明してください。

○議長（久留島）答弁できますか。教育長。

○教育長（小谷）先ほど申し上げた内容と同様になると思いますが、全町的な執行計画の中で物事を進めてきた。さらに設管条例、さらにふるさと館の運営規則にも則って、現状でこういう状況をつくって、また十分その点での町民への理解を、また議員へ対しての説明がないではないかということについては、大変そのことができてなかったということについては、深く反省し、それを一刻も早く打開できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）3回の質疑しかできんわけですが、まずね、町長、副町長、教育長、自らの過ちを認めてね、町民と議会に謝罪をしてもらいたい。あわせてですね、どう責任とるのか。町長、教育長、副町長。副町長は町長の命で動くんですが、どう責任とるのか答えてもらいたい。3回しか質問ができんから、もう、これで終わりですけども、議長、しっかり答えさせてください。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）先ほどらい、教育長の方から答弁させていただいたことも踏まえて、十二分に検討しながら、皆さん方に判断をいただけるような回答をしていきたいと思っております。

○議長（久留島）教育長、ないですか。教育長。

○教育長（小谷）今、確かにいろいろと議会、さらに町民にご迷惑をおかけしていることは、私自身も感じております。いろんな方から、このことについて言葉もいただいておりますので、そのことをしっかり受け止めて、今後、このようなことがないように、精

一杯精進したいというように思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、今のね、教育長の答弁、それから町長、何を言いたいのか、その説明不足はどうするのかいうて聞いておるんよね。今の佐中議員の質問はね。答弁になっとらんとするんよね。じゃが教育長、設管条例の3条で難しい状況にある。これだけでは理由にならないし、分からない。人事の内示があっただけえ。執行部の勝手に何かしたんであって、そんなことが我々町民とか議会にもまったく分からん。これ説明答弁じゃないと思うが、議長。この今の町長の答弁を含めてね、ちょっと、判断して、はっきり今のもう1回、説明をね、そういう責任とはどういうふうにするのかというのを、答弁し直して欲しいと思う。それから今もありましたがね、こういう当初予算に40万4,000円という臨時職員の予算はあるわけよね。にもかかわらず人件費は無いとかね。予算に計上されとらんとか、わけの分からんトータル127万円位だったかな。全部は覚えてはおりませんが、そういう予算を計上しとるわけよね。その中でいくらかでも開館できたと思う。今日で約20日間。先ほどもチラッと出とりましたが、地方自治法138条の2。これに抵触するんじゃないか。即ち138条の2では、町長自らの判断で、この責任において誠実に管理して執行しなきゃならんと、こういうふう書いてあるわけなんです、そこらの義務とかなんとかをね。全然、法律に違反というか、こういうふう考えれば、どうなんか。まずメモしながら、よけあるよ。よけあるけ、しっかり聞いてもらいたいと思うが。このことについても、さっきも言いました。3月14日の委員会で既に設管条例は廃止は駄目だという答えが出とるわけですよ。にもかかわらず何の対応もされなかった。これも町長、言い訳とか、職務怠慢以外の何物でもないと思います。今まで、138条の2でね、誠実にそういう施設を管理して、執行しなければならない。これに抵触すると思うが、どのように考えるか。これが二つ目になろうかと思うんじゃがね。その次に148条にも同じようなことが書かれておる。普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するというわけで、当然のことながら、自らの責任でね、こういう施設を制限することはできないと思うんですよ。要するに法の下に、148条もそうですが、設管条例においてもそういうことで、誠実にやらなければならないとなっとるのに、ふるさと館設置条例を無視してね、今日までやってきた。どういう考えでおるのか。先ほどの答弁でも難しい状況やら、職員がどうやらで、人事の内示やら、そんなことだけでは理解できない。その辺をもうちょっとはっきりと

説明して欲しい。そして、今も言いましたが、3月14日の時点で、それが駄目なんだと。廃止はできないということが分かっておる。149条の第1項第2号に書いとる。予算を調製し、及びこれを執行する。こういう町長に義務を負わせとる。なぜ、これの対応ができなかったのか。その理由を求めます。それから、4月の11日。これは、中国新聞に書かれておるんですね。縷々言いましたが、そういう法律、条例がありながら、なお、廃止の方向で検討すると。こうなるとるんですよ。まさに議会の声、町民の声を無視した、私が今までも言うてきた、デタラメ行政を私物化しとる。今まで、いくつか言いましたが、全部その表れだと、こういうふうに考えますが、なぜ、そういうふうに固守するのか。それから、いくつか言いましたが、保育所にしても、他の用地も検討しなさいと。他の議員からも出ておりましたが、ユースンもなくなるので、あそこの倉庫用地とか。国信の方には、大きなタンクローリーが入った土地があったんですが、そこも撤退しております。そこらにも保育所を建てるくらいの用地が十分あるんだが、やってみにゃ分からん。それから、これも何回も言うてるんですが、現保育所用地の隣の畑とか交渉してみなさいやと言うんですよ。地権者に直接話をしとるんですかね。町長の答弁を借りると、売らないという答弁が返っております。本人さんに聞いていたら、道端の立ち話だから、正式に言うてくださいと、そしたら考えるよと、こういうふうに言っている。わしは、売れ言うたら売らんことはないんでとそういうような返事を、私はいただいとるんですよ。だから、まさにね、自分の勝手に好き放題している。町長、こういうところにも表れておる。しっかりここらも反省してね、今の言うなぜ検討しないのかもあわせて答弁をお願いします。まだ、いくつかあるんですが、ようけえ言うてもしょうがないから、今、四つ五つ言うたかと思うんですけども、これの答弁を願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、自治法上の条項が何条かありましたけども、それに法令違反があるというふうには、執行部としては判断しておりません。また、11日の新聞に、ふるさと館の問題が載りましたが、その次の日に直ちに、これは議会の方には報告したと思っておりますが、臨時議会をお願いするとともに、この増額することによって、開館するという、ご報告をいたしました。閉館にこだわっていたわけではございません。それから、畝保育所につきましては、先ほど申しましたように、今回まず、ふるさと館、前回のご議論を踏まえまして、直ちに開けるという補正をお願いしておりますが、畝保育

所につきましては、さらに検討した上で、どのような形にするか、また、ご審議していただきたいと思っています。

（「返っとるか、返っとらんじゃろう」「ちゃんとした答弁が  
できんのか」「議長、うまいこと運営せいや」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）ふるさと館に対する条例違反についての理由を求められとるんですが、副町長。

○副町長（三宅）ふるさと館の条例についても違反をしているという認識は持っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、今も最初に言った教育長の答弁にしても、これだけでは理解できない。難しい状況にあったとか、人事の内示がどうかこうとか。全く分からん。ふるさと館の設置管理条例に違反してないというのは、例えば、その全部は、覚えませんが、今度、管理運営規則の方にね、6条にふるさと館は1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで休館すると。それから月曜日は休館とすると、こうなるとるよ。月曜日。あとは、その他教育委員会が認めた日にちとなって、教育委員会は、どういうことを認めているのかを答弁。教育委員会は今日おらんのけども、教育長が代わって答弁できるのかどうか。教育委員会は、どういう理由でもって、休館とか閉館したのか。今の副町長の言う分では、違反してない。管理運営規則に違反しとるじゃないか。だから言ったでしょ。地方自治法、例えば、今の138条の2とか148条。今言うた規則やらそういうのがありながら、あんたら、やっとらん。もう一回言おうか。地方自治法138条の2とか148条。誠実に管理運営、執行しなければならんとなっておるのに、誠実に執行してないじゃないですか。先ほど、冒頭に言いましたがね、予算がない、人件費がない、少なくとも臨時職員40万4,000円ほど予算を組んどるじゃないですか。だから、やっとることがデタラメだと言うとるんだ。行政を私物化しとる。こういうところに表れとるんですよ。副町長。こういうようなデタラメな行政をやってね、のうのうとしとる心が、私らには理解できない。いわゆる、そういう町民からも、少なくともわしの方に来とる話は、4月1日は使いたかった。日曜日いろんな地元の用でね。ところが、無理やり閉館してしもうた。何のためにそういう条例までつくって、町民から税金という名のもとに、いろいろお金をいただいて、10年もかけてね、基金をつくって設置したのをね、わずか17年かそこらで解体せにゃあなら

んのか。何回も言うてきとるんじゃが、今みたいに、法律に違反しとるとは思わんと。こんなことを言うなら、あとは何を言うても、言わんでも、全て決着だ。副町長、もっと誠意ある答弁できんのか。まとめて答弁してください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）教育委員会の見解に対しては私から答弁できませんが、それ以外の部分につきましては、繰り返しになりますが、法令に違反しているという認識はございません。しかしながら、この前の全協の動き、その他に関係して、こういった補正予算を対応すると、そういった部分につきましては、議会の声についても十分に重んじていきたいと思えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まあ、ようけ言うてもしょうがないわな。違反しとると思わんと言う。

148条にはね、自らこれを制限できないという文言があるんですよ、副町長。自治法持っといたら教えてあげてくれ。後ろの方で座っとるだけじゃつまらん。地方自治法148条開いてみい。自らこれを制限することができない。副町長が、今、言うた執行云々、予算のどうこういうことについて、それをあたかも平然とやっついて違反でないと言うんだから、わしもわけ分からんけどね。アホらしくてものを言う気がせんよ。そういうことになる、今後ずっと、こういうふうに響いてくるわ。それについてもう1回、副町長。後ろの方で持とったら、そうなっとるはずなんだから教えて。経過にこだわって、町民との対決姿勢をとっとるんじゃないですか、副町長。何をやっても違反じゃない。また、繰り返し言うんじゃけどね。3年くらいになるかいの、4年くらいになるかいの。先の副町長問題でもそうでしょう。副町長は地方自治法162条で議会の同意を得てこれを選任するようになっとるものを、一般職の理事で雇って副町長の仕事をさせて、地方自治法違反じゃないか。わしはそうは思わん。今とまったく一緒じゃ。これ以上言うても糠に釘だから、もうアホらしいけえ、止めるけども。最後、繰り返し答弁願いたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますが、法令違反をしているという認識はございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）7番、岡田です。ちょっと、教育長にお伺いするんですけど、3月議会で

ふるさと館を残せということになったんですけども、この議会の議決というものをどういうふうに感じとられますか。議会が残せと言って、実際は逆の方向になって、議会意思というのをどういうふうに思われていますか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）正直、23年度までのふるさと館の場を利活用されておられる方にとってはですね、それまでの予算措置を含めて、正直、安心・安全な施設として効果的に使っていたというふうに私は思っております。ただ、24年度の年度当初の予算においては、それが十分できる状況になかったというのが一つ予算的な状況があります。そうした面から言うと、私どもとして、この24年度へ向けての全町的な執行計画に基づいて予算措置をしたものですから、いろんなことも模索しながら、やってきたのが今の現状だろうというふうに思っております。ですから1日も早く、ご迷惑を1日でも少なくしていくという手法で今回、こうやって補正予算をとらせていただいたというふうにご理解いただけたらありがたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）普通に考えたらですね、議会で残せと言うたら、速やかにいろんな補正なり組んで、残すべきなんですよ。対応すべきなんですよ。こうしなかったから、明日から閉館、この予算が通ったら明日からふるさと館会館開館というんですけど、4月1日からこの20日間は休館になつとるんですよ。この責任というのは、重たいもんですよ。利用しようと思った人が、利用できないと。先ほど言われましたけども、何の説明もないと。今日初めて執行部から議員に対してこうこうだったと。でも、一般の町民は知らされてない。この20日間、これの責任というんですかね、これは本当に重いものがあると思うんですよ。あのときに、今までいろんな議員さんが言われたように、もう少し適切な措置をとつとれば、こういうふうなことにはならなかったんですよ。議会は、残せと言って、ずるずる、ずるずる、そのまま予算がどうのこうのと言うことで、今まで来とるわけなんですけどね。そのことをどういうふうに思われていますか言われて、教育長は、予算や人事のことを言われますけど、議会が残せと言うたら、やっぱり、そういうふうな事情があっても残す努力をすると、そういうふうにしなければならないわけなんですよ。そこを何でされんかったんか、よく分からんのですよね。議회를軽視したようなやり方にしか思えんのですけどもね。その辺をもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）議会を軽視してやってきたつもりは毛頭ございませんけれど、結果的にそういうことになっていることについては、大変申し訳ないというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）議会を軽視したつもりはないと言われても、実際に議会が残せと言うて、残さんのなら、4月から休館なんだと言われて、実際、休館しとるわけなんですよ。それで、町民の方に迷惑をかけておると。これは議会を軽視したということになるんですよね。軽視したつもりはないと言われるが、実際、そういうふうな状況になつとるんですからね。これの20日間の運営いうか、全くできてないというふうなことが、まさしく議会を軽視した結果、こういうふうなことになつとると。そのところの教育長の認識と言うんですかね。私から言わせると認識がないというか、議会で残せと言ったけど、まあ、そんなものは言うただけよ、実際には、決まったことを続けていだけよ。そういうふうにし受け取れんのですけどもね。もう少し議会の議決というか、そういうふうなものは、重く受け止めて欲しいんですよ。何か、こう全く、議会と全然関係ないこというか、そういうふうな感じがするんですけどもね。議会の議決というか、そういうものは、重く受け止められとるんですかね。もう一度お願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今のことをしっかり、議会の議決いうのは重く、常に受け止めたつもりです。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。今回、ふるさと館廃止条例が可決されてないにもかかわらず、また議会では、平成22年の後半から平成23年に渡って、あのふるさと館は壊すべきではなく、畝保育所は別の地に建てるべきという意見が、町民の皆様からも、議会からもあったにもかかわらず、平成24年度の当初予算で、もう、ふるさと館は壊すと、畝保育所をここに造ると。だから予算も、そういった予算編成になっているところが、私は執行部側の怠慢というか、安易さ。もう信じられない行政をされているとしか思えない状況で本日を迎えてると判断しております。そこで具体的に今回の補正予算に計上されてることについて質疑をさせていただきます。まず1ページの歳入ですけども、ふるさと館使用料。本来は、閉館にして廃館にされるから、予算を計上されてお

ませんでしたけども、今回、来年の3月まで開館するというので、7万2,000円計上されております。しかし、平成22年度の当初予算額は、4万1,000円。平成23年度も当初予算は4万1,000円でございます。この7万2,000円の根拠を調べてみますと、平成22年度の決算額は7万9,200円。随分、町民の方は利用してくださっていると、私、判断するんですが、平成23年度のふるさと館使用料の決算見込みは、いくらになっているのでしょうか。次に、2ページですけども、社会教育総務一般事務事業、千葉邸に一人を配置する賃金と労働保険料を減額されておりますが、予算書を見ますと、全部ふるさと館の補助金・負担金ですね、もうここに全部移ってるわけですが、今回、ふるさと館が、ずっと開館になるといたしますと、変更しないといけなかったのではないかと思いますけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。次に、ふるさと館運営事業ですけども、今回533万1,000円を計上されておりますが、平成24年度の当初予算で45万9,000円計上されてるんですね。これがプラスになりますと、平成23年度のふるさと館運営事業の当初予算は519万6,000円なんですね。だから、533万1,000円も計上されてますけど、これは、どういった増額、どこが増額になったのでしょうか。それプラス、臨時職員ですけども、これは今回、閉館することによって、整理するのに45万9,000円、臨時職員の予算を計上されているわけですよ。それプラス50万余りをプラスにしますと、どこがどのように、平成23年度より増額になった理由は何でしょうか。また次に、ここに管理事業でございますけども、管理事業も今回、計上は、409万5,000円ですけども、平成23年度の管理事業は374万6,000円ですよ。これも当初で少し予算を計上を81万6,000円を計上されておりますので、随分、平成23年度よりも管理運営、費用が増えてますが、その具体的に説明を求めます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）まず人件費の問題でございますが、増額の理由でございます。こちらの方、当初は、4月から6月の3ヶ月分の臨時職員の賃金を組んでおりましたが、これを本格的に運営するとなると、2人体制をしく必要がございますので、正規勤務の臨時職員を2名。それと、祝日・週休対応等の職員を2名確保する必要がございますので、こういう人件費の増になっております。それと、平成23年度との比較になりますが、平成23年度は、こちら正規職員、育児短時間勤務の職員でございますが、これを配置していた関係で、臨時職員の1名は8時間勤務ではなくて、短時間の6時間勤務ということで、その分もありまして、平成23年度と比較した場合、人件費が増額しております。

す。それと、管理事業の方でございますが、増額になった理由でございますが、こちらの方は委託料の方で、ふるさと館が存続するという事で、こちらの方で収蔵資料の燻蒸の業務委託をさしていただきたい。これは、資料につく虫を殺虫するという作業でございますので、こちらの方の経費があがっておりますので、大幅な増額になっております。歳入については、こちら、ちょっと数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）運営事業の人件費ですけども、1人は半日の正規の職員ですよ。それと1人、臨時職員の3か月分の予算計上されているんですよ。ですから、合計するとこの金額というのは私……。具体的な中、数値が違うので。燻蒸は2年に1度ですから、平成22年度のこの決算額は、管理事業ですけども、397万です。燻蒸は2年に1度です。それよりも、かかるということです。私、もっと、この予算計上されるときに、精査をされて予算計上を安易にされるのではなくて、計上していただきたい数値が余りにも、ちょっと、私としては納得いかないんで、今、質疑させていただいたんですけど、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）人件費の件につきましては、正規職員を配置しておりましたのは、平成23年度でございますが、平成24年度につきましては、臨時職員で対応させていただくということでございます。それと燻蒸でございますが、こちらの方、2年に1度ということでしたが、23年度で実施していなかったことがございますので、今年度、行わせていただくということで、このような金額になっております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）最後に歳入のふるさと館の使用料。今まで平成22年度、23年度、当初予算額は4万1,000円ですけども、今回、7万2,000円にされたってことは、町民の皆様がそこを利用されていると認識の上で、この7万2,000円を計上なさったんでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（植野）そのとおりでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）平成24年度の予算特別委員会で、議会の最終日の1週間前か。ふるさ

と館を廃止したらいけないと、11対3で壊すことを否決されていますよ。それから本会議の22日まで、1週間か10日の時間があって、なぜ、その間に議会に対しての対応がとれなかったのか。詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）12月議会の請願を受けての予算でございましたから、予算審査特別委員会において廃止条例が否決されたことは、執行部にとって大変意外に思っておりました。そういう中での対応ということなので、当初予算の差し替えという部分につきましては、他の業務、その他もございますので、まずは、当初予算の成立ということを目指しておりましたので、当初予算については特に手を打ちませんでした。その後において、4月になって、議会の皆様方と、どのようなそういう廃止条例が否決されて、廃止条例が前提の予算が成立しているというところの整合性を保つかということを協議させていただきたいというふうに思っておりましたので、4月になって早い段階でというふうに考えておりましたが、それが10日にずれてしまいました。そういう意味で、年度内にうつ手という形になりますと、当初予算の組み替えという形しかございませんが、その場合にはもう一度、予算審査特別委員会でご審議いただく必要というところもでてくるということで、当初予算についての組み替えにつきましては、あの時点では考えませんでした。そういう経緯でございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○12番（崎本）だからね、議会がどういうことを思っているか、全然、協議する、執行部は、執行部で、行け行けドンドンで、反対するんなら反対やってみいやと。議会の空気が読めてないでしょうが。反省点が全然ないでしょうが。今からもずっとそういう態度でやるんですか。話し合いで接点を見出して、町民のためにせんかったら駄目でしょうが。新聞に書かれてよ。風が悪いことはないですか。もっと話し合いで、これなら大丈夫ということが、なぜできんですか。そういうふうにやっていく考えはないんですか。はっきりしてください。なかったらなかったで、今後の考え方もあるんじゃない。なるべく円満に、議会と執行部の話し合いをして、町民のために何をしたらよいか考えないと駄目でしょうが。どう思いますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）執行部内におきましても特に、私が議会との協議をさせていただく窓口になっていると認識しております。今回も議員の方は、たぶん不十分だというご判断だ

と思いますが、議運にも出させていただきましたし、その後の議長申し入れにおける今回の補正予算の内容についての見直しも行いました。当然に執行部として、議会と対立する部分もあろうかと思いますが、私としては、精一杯、議会の方々の意見を取り入れて、それを町長に取り次ぐと、そういう役については、また、今後とも十分にさせていただきたいと思っております。ただ結果が、結果……。私としては、十分にまたご意見をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○12番（崎本） だからね、議会が何を思うとろうが私の考えは変わりませんと。町長も何回も言われるんじやが、そうじゃなしに、町民のために何をやったらええか、もうちょっと議会と協議してですよね、何でもかんでも反対すればええっちゅうもんじやないんですから。そこをね、真摯な気持ちで、前向きに考え直す気持ちはないんか。あるかないか、それだけ。

○議長（久留島） 副町長。

○副町長（三宅） 私の方に指されてのご質問ですので、私が答弁させていただきますが、私としては、そういった調整に、十分努めてまいりたいと思っております。

○議長（久留島） 他に質疑はございませんか。住吉議員。

○4番（住吉） 確認なんです、ふるさと館を4月1日から臨時休館にする、その判断を下したのは誰ですか。

○議長（久留島） 教育長。

○教育長（小谷） 先ほども申し上げましたように、臨時休館の措置は私が判断をしました。

（「教育委員会じゃないんか」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

住吉議員。反対討論ですか。

○4番（住吉） 反対討論です。

○議長（久留島） 反対討論を許します。

○4番（住吉） 4番議員、住吉です。本議案に反対の立場で討論いたします。まず、先ほど私が質疑したことに対する答弁で、畝保育所の再整備事業。これがまだ、明確になっていないと。本来、この話は、畝保育所の再整備事業が主であって、ふるさと館を廃止

するというのは従でありました。ふるさと館を運営するという判断は、別にいいんですが、ほんじゃあ畝保育所はどうするんかと、そういった話もやっぱりセットで出すべきだと思います。また、もう1点反対理由といたしまして、私は、畝保育所保護者会の方が出された請願書、こちらに紹介議員として名前を連ねております。そして先輩議員の皆様方、並びに同僚議員の皆様方にご賛同いただいて署名をしていただいた。そういう立場でございます。したがって、私が今回、補正予算に賛成いたしますと、そういった方々との約束を破ってしまう。議員としての信用を失ってしまう。以上の理由により、本議案に反対いたしますのでございます。

○議長（久留島）他に討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これから第22号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。第22号議案を原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数です。したがって、第22号議案は、原案のとおりこれを決めます。この際、暫時休憩いたします。再開は、追って通知いたします。議会運営委員長は、委員会を招集してください。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、前田議員ほか1名から、発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案が提出されました。お諮りいたします。発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案を日程に追加し、追加日程第1として審議することについて採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案を、日程に追加し、追加日程第1として審議することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案を日程に追加し、追加日程第1として審議することは可決さ

れました。それでは、案を配付いたします

(案を配布)

- 議長（久留島）追加日程第1、発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。前田議員。
- 14番（前田）それでは、山岡寛次町長に対する問責決議案。趣旨を読み上げて提案の理由といたします。ふるさと館設置及び管理条例に基づく運営と事業の継続は一日たりとも休館は許されない。安易な判断で臨時休館を推し進め、主権者である町民サービスの低下を招き恥ずべき失態を犯した。このことは、コンプライアンスに対する認識の甘さと無責任体質を露呈したものであります。全体の状況を把握し、責任を負うのが最高責任者の責務である。コンプライアンスの欠如・ルール無視の失態が続く最大の原因は、町長の毅然とした態度、指導・監督の欠如であると考えます。そこで、町長は、政治責任の問題で、今回のこの件に関し広報で町民に謝罪と、ふるさと館設置及び管理条例に反して、なぜ臨時休館をしたのか、しなければならなかったのか、その理由を説明すべきである。二つ目には、日本国憲法第93条第2項では、地方公共団体の長、議会の議員及び法律の定めるところにより、その他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙するとあります。また、地方自治法第138条の2では、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとされております。その管理執行の怠慢は明白であります。さらに、地方自治法第138条の3では、普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならないとあります。第2項では、普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならないとあります。しかし、何らの対策を講じることなく、平然と行政の執行にあたっておられます。また、第3項では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならないとされております。これにも抵触するものであらうと考えます。地方自治法第147条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表するとされている。また、地方自治法第148条では、普通地方公共団体の

長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するとされております。次に、地方自治法第149条では、普通地方公共団体の長は、次に掲げる事務を担当すると9項目ほど定めております。その一つの第2項においては、予算を調製し、及びこれを執行するとありますが、これも怠っております。この度の町長の行政運営は、これら地方自治法の規定に抵触しているものと考えられる。その責任をまぬがれることができるものではないと考えます。3点目には、ふるさと館設置及び管理条例の運営及び事業にも反しております。条例がありながら理由も無く町長の独断で今日まで約20日間の休館を行っております。これも条例違反であるというように私は考えております。以上のことから、町政の最高責任者である山岡寛次町長は、大所高所に立って行政運営を図る必要があることから、町長自らの責任と反省を強く求めるものであります。以上決議案を提出して議案の提案理由といたします。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。先ほどの、ふるさと館の補正予算のとき、私の3番目の質疑で、休館の判断は誰がしたのかと私が質問しましたところ、教育長が私ですと最後に答弁されたかと思えます。ところが、この問責決議案では町長が休館の判断をしたと、そういう前提で決議案が出されているように思われますが、これは解釈の違いかもしれませんが、本来であれば教育長に対して出すのならともかく、町長に出すのは違うのではないかと思います。その辺の解釈はいかがでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）行政の組織としてですね、教育委員会は、選挙管理委員会もそうですが、外郭団体。このようになっておりますが。その予算とその上に、いわゆる、ピラミッドで説明するのであれば、さらにその上に最高責任者である町長がおって、そこに予算等を請求して、教育委員会なり、選挙管理委員会の運営をするものである。いわゆる、そういう不測の事態、休館の状態が起きたということは、その上の責任者である町長に責任があると、このように考えて、今回請求したものであります。

○議長（久留島）住吉議員。

○4番（住吉）その辺になってくると解釈の違いになるから触れませんが、ただ私、さっき、今ふと思ったんですが、こちら地方自治法の規定に抵触しているものと考えられると述べられておりますが、こちらで、この決議案に述べられている地方自治法の判例ま

たは行政実例でもやはり今回の町長の行政運営は抵触しているということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そのとおりで結構です。いわゆる、先ほど、別のところでも触れましたが、例えば地方自治法148条。この中にありますような、公共団体の事務を管理し、これを執行する。当然のことながら、これは町長自らの判断で、制限したり、変更することは、できないものであります。このように考えておりますのでご理解願います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）私も、ちょっとお尋ねしますけども、15番、佐中です。昨年12月に問責決議をしたんですね。この理由は、5月にJRと庁舎の建設場所の問題ですね、JRと共同でやると。しかし単独方式に変わって、何ら12月まで町民に報告がなかった。あわせて9億円プラスであったということ。これが主な理由で、問責決議をしたんですね。直接私は聞いておりませんが、テレビのインタビューで、録画して私持っておりますけども、町長は法にないこと、法に根拠がない、私を責めるだけだとインタビューで答えておられるんですね。私は、全く反省の色がないと思うんです。同じく国会で山岡さんは、いろんな問題、あるいは一川大臣じゃったですね。当時。問責決議で辞められたということが、あるわけですよ。けども、うちの町長は、私を責めるだけじゃというインタビューでまさに開き直ったやり方というんですかね。これでは政治が本当によくなる方向に向かっていかないと私は考えるんですよ。今回、こういう問責決議を半年の中に2回も出すんですよ。私は、猛省を求めるわけですが、提案者として、この問題を町執行部にどのように反省をしてもらおう。どういう考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）先ほどらい、補正予算の中でも、申し上げておりますが、今の質問者の言葉の中にもありますが、過去そういう問責を出しながら、今回の事例にしましても3月14日で既に、この設管条例が通らないということにもなっておるわけですが、何らの対応をされることもなく、また理由を明確にされないまま休館に入ると。こういうことで、まさに行政を私物化した態度である。ここらに強く反省を求める意味からも提案したものでございまして、どうか賛同のほどをよろしくお願ひしたいと、このように思います。以上です。

○議長（久留島）他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

住吉議員。

○議長（久留島）住吉議員。賛成、反対どちらですか。

○4番（住吉）反対です。

○議長（久留島）反対討論を許します。

○4番（住吉）4番議員、住吉です。山岡寛次町長に対する問責決議案に反対の立場で討論いたします。先ほども、質疑で述べましたが、補正予算の質疑の際に、私がふるさと館の臨時休館の判断を下したのは誰かと。こう尋ねましたら、教育長は自ら私です。はっきり述べました。その答弁を考えますと、今回の臨時休館、これを責めたてるのであれば、町長に問責を出すのは違うのではないかと。そのように私は考えます。また、その臨時休館、このことに関して町民にまったく周知をしていなかったではないか。確かにそのとおりであります。それは果たして町長に責任があるのか、あるいは教育委員会に責任があるのか、その辺がまだ明確にはなっていないのではないかと思います。そして、反対の第3点、こちらは私の解釈が正しいのか、間違っているのか分かりませんが、地方自治法の規定に反するのではないかと、これが本当に判例上もそうなっているのか、また行政実例でもそのようになっているのか、これが今日、この問責決議が出されたばかりでございますので、私には調べる時間もございませんし、不勉強と批判されれば、それまででございますが、本当に規定に違反するかどうか、これが今この場では判断することができません。従いまして、今、この時点におきましては、この問責決議案に反対いたすものであります。

○議長（久留島）他に討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案を採決します。この採決は、起立によって行います。お諮りいたします。本決議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、発議第3号、山岡寛次町長に対する問責決議案は可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成24年第2回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労様  
でした。

午前10時37分 閉会